

議案第9号

豊橋市指定有形文化財等の指定について

豊橋市文化財保護条例（昭和31年豊橋市条例第23号）第4条及び第21条の規定により、下記の文化財を豊橋市指定有形文化財等に指定するものとする。

令和4年3月30日

豊橋市教育委員会
教育長 山西正泰

記

1. 豊橋市指定史跡（1件）の指定

名称	員数	所在地	所有者
よしだじょうし 吉田城址	73370.92 m ²	豊橋市今橋町3-1ほか	財務省、国土交通省、法務省、豊橋市

2. 豊橋市指定有形文化財（2件）の指定

名称	員数	所在地	所有者
しし 獅子	1対 (2軀)	豊橋市関屋町2番地 (吉田神社)	宗教法人吉田神社 代表役員 水谷雅則
しし こまいぬ 獅子・狛犬	1対 (2軀)	豊橋市関屋町2番地 (吉田神社)	宗教法人吉田神社 代表役員 水谷雅則